「作品名」出版権設定契約書

著作物名

(甲)著作権者　本名（漫画家名）印　　　　(乙)出版社　　　　　　　　　　印

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

[著作権者名](以下「甲」という)と[出版社名](以下「乙」という)は、上記著作物（以下「本作品」という）を書籍として、日本国内において出版することについて、次のとおり合意し、本契約を締結する。

201●年●●月●●日

第１条（出版権の設定）

１．甲は、本作品の出版権（著作権法第８０条第１項第１号に定める権利）を乙に対して設定する。

２．甲は、本契約中は乙において印刷媒体を用いて独占的に複製し、頒布する（この発行された印刷物を以下「本出版物」という）ことを認める。

３．乙は、本契約に定められた本作品の出版権の設定を登録することができる。

第２条（保証）

1. 甲は、本契約を締結するために必要かつ十分な権限を有していることを乙に保証する。
2. 甲は、本作品が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。
3. 本作品について、著作権侵害、名誉棄損、その他の法律上の問題が生じるおそれがあるとき、又は、生じたときは、甲は、その責任と費用負担においてこれを処理するものとするが、本項の取り決めは、甲乙が協議してこれに対処することを妨げない。

第３条（排他的利用）甲は、本契約の有効期間中に、本作品の全部もしくは主要な部分について、出版その他の利用（自己が管理運営するウェブサイトへの掲載を含むがこれに限らない）を自ら行わず、又、第三者に許諾しない。

第４条（原稿等の引渡し）

１．甲は、本作品の完全な原稿を乙に引き渡す。

２．乙は、完全な原稿の引き渡しを受けた後、６か月以内に本出版物を発行する。

３．乙は、本出版物の出版後３ヶ月以内に原稿を甲に返却する。

第５条（著作権使用料）

１．乙は甲に対して、本作品の著作権使用料として、本出版物の本体価格の●％に発行部数

を乗じた金額に消費税等相当額を加算した上で、発行のつど、発行後●か月以内に現金

又は甲が指定する銀行口座に振込み支払う。銀行振込みの際、送金手数料は乙の負担と

し、乙は乙が支払った著作権使用料に対する所得税の源泉徴収票および支払調書を別途

甲に送付する。

２．乙は、前項の著作権使用料の計算における発行部数の確定に際し、印刷部数から、寄贈、贈呈、広告宣伝のために使用する出版物の50部を限度として部数を差し引くことができる。

第６条（出版に関する事項の決定）

１．本出版物の定価・発行部数・巻数・増刷の時期および広告・宣伝・販売の方法は、乙が決定するものとする。ただし、Webにおける広告・宣伝については別途協議する。

２．乙は、本出版物を発行しようとするときは、そのつど甲に発行期日ならびに発行部数を

通知する。

第７条（著作者人格権の尊重）

１．乙は、本出版物の甲乙が合意した所定の位置に、著作者の氏名を表示しなければなら

ない。

２．乙が本作品の内容、表現又はその書名・題号に変更を加えようとする場合には、あらか

じめ甲の承諾を必要とする。

第８条（コピーライトの表示）

　　甲又は乙がコピーライト表示を希望する場合は、下記の表記を使用する。

©　著作権者名　第一発行年

第９条（贈呈部数等）乙は、初版初刷の際に１０部、増刷に関してはその都度１部を甲に贈呈する。

第１０条（宣伝・普及）

１．乙は、有効適切な方法により、本出版物の宣伝ならびに普及に努める。甲は乙に対し、

本出版物の宣伝の範疇に限り、本出版物の表紙および内容の使用を、使用条件を確認の上~~、~~許諾する。

２.乙は、宣伝にあたっては、甲の名誉・人格を損なわないよう、また本著作物のイメージあるいは意図を損なわないように配慮する。

第１１条（著者の割引購入）甲が本出版物を購入する場合は、乙は定価の２割引で提供する。

第１２条（修正ならびに増補改訂）

本出版物の増刷に際して、本作品に誤植（図版等の印刷上の誤りを含むがこれに限らな

い。以下同じ）があるときは、乙は甲から指摘された誤植を訂正するものとし、又、甲は正当な範囲内で本作品に修正又は増減を加えることができる。修正増減に要する費用の負担については、そのつど甲乙協議の上決定する。

第１３条（電子書籍の出版）

乙は、本作品を、第三者に優先して、乙自らまたは第三者をして電子書籍化し自動公衆

送信（送信可能化を含む）することができるものとするが、その詳細については、甲乙協

議のうえ別途契約書を締結するものとする。

第１４条（二次的利用）

甲が乙に本作品の翻訳・ダイジェスト・演劇・映画・放送・録音・録画など二次的に利用することを委託する場合は、甲と乙は別途契約を締結する。

第１５条(貸与権の管理業務の委託）

１.甲は本出版物にかかる貸与権の管理業務を独占的かつ排他的に乙に委託し、乙はこれを

受託する。

２.乙は、本出版物の貸与権の管理業務を一般社団法人出版物貸与権管理センター（以下、「貸与権管理センター」という）に再委託する。

３.乙は、貸与権管理センターが定める使用料規程に基づき貸与権管理センターが徴収した使用料から貸与権管理センターの手数料が控除されたものを貸与権管理センターから受領し、受領後２か月以内に、受領額の●％を乙の手数料として控除の上、その残額を甲に支払うものとする。

４.本条の委託に関し、本条に定める以外の事項については、貸与権管理センターが定める貸与権の管理委託契約約款を準用する。

５.本条の委託は、本出版物発売日の１か月後から効力を有するものとする。

６.本契約の有効期間終了後、または本契約が解除された場合においても、本契約の有効期間中に乙または貸与権管理センターが第三者との間で結んだ本条の委託にかかる契約は有効に存続する。

第１６条（著作権等の権利の譲渡、複製権の再許諾）

１．甲が、本契約期間中に、本作品に関する著作権及び原稿所有権の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ乙の書面による同意を必要とする。

２．乙は本契約による出版権を第三者に譲渡することはできない。又、乙は、甲の事前の承諾を得ずに、本作品の複製を第三者に再許諾することはできない。

第１７条（出版継続の義務）

１．乙は、慣行に従い、本出版物を継続して出版する義務を有する。

２．商業上合理的な期間継続して本出版物の在庫がない場合において、甲が本出版物の増刷を行なうよう乙に催告し、特別な事情がないにもかかわらず３ヶ月以内に増刷が行なわれない場合、甲は乙に対し書面で通知することにより本契約を解除することができる。

第１８条（義務違反）　　甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を催告したにもか

かわらず、その是正がなされないときは、本契約を解除し損害賠償を請求することがで

きる。

第１９条（免責）

前条にかかわらず、甲及び乙は、天災その他不可抗力により本契約上の義務が履行でき

ない場合、免責される。

第２０条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の内容ならびに本契約の履行に伴い知り得た互いの営業上の秘密

（個人情報を含む）を、相手方の書面による事前の承諾なく開示、漏洩してはならない。

第２１条（契約の有効期間）本契約の有効期間は、本契約の締結日からはじまり、本出版物の初版発行後３年間とす

る。甲又は乙が本契約を更新しようとする場合は、本契約終了日の３ヶ月前までに相手方

に通知し、甲乙協議のうえ別途覚え書きを交わすものとし、更新後は期間を一年間とし、同様の更新手続きとする。

第２２条（契約終了後の頒布）乙は、本契約の解除又は終了後も、第５条に基づく著作権使用料を支払済みのものに限

り、本出版物の在庫を販売、頒布することができる。

第２３条（契約内容の変更）本契約の内容について追加・削除その他変更する必要が生じたときも、甲乙協議のうえ

書面により合意した場合でなければ、その効力を生じない。

第２４条（契約の専重）甲乙双方は、本契約を尊重し、本契約に定める事項について疑義を生じたとき、又は本

契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもって協議しその解決にあ

たる。

上記契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

（以下余白）